(政－様式4) 重点施策調書

①施策名	安全･安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保		
②細項目	①各種犯罪の防止･被害者支援、交通安全の確保、児童虐待などの防止 ②生産から消費に至る一貫した食品の安全確保、県内農林水産物の安全性向上 ③消費生活などにおける安心の確保	③細項目コード	3211 3212 3213
④担当課	知事直轄　総合安全管理課	⑤関係部局	知事直轄、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、警察本部

【現状分析】

⑥指標の分析	◆交通事故死亡者数、交通事故死傷者数 平成13年をピークに減少し、目標値を達成できる状況で推移している(死亡者：20年113人→21年101人、死傷者20年14，772人→21年14，343人)ものの、本県は東北6県の中では最も死者数が多い状況にある。 ◆犯罪発生件数（刑法犯認知件数） 平成15年以降減少している(20年19，582件→21年19，527件)ものの、減少幅は狭まり、いつ増加に転じるか予断を許さない状況にある。 ◆不良食品発生件数 平成21年度の不良食品発生件数は、前年度より減少(20年61件→21年58件)している。 ◆振り込め詐欺の被害額（認知件数） 認知件数(20年131件→21年64件)、被害金額(20年168,100千円→21年115,600千円)とも減少しているが、被害金額は過去相当の期間において1～2億の金額水準で推移している。
⑦社会経済情勢等	◆合理性や効率性の優先、人と人との関係の希薄化を背景とした、災害や犯罪、事件、事故など安全や安心を脅かす問題の多様化、複雑化 ◆道路交通の量的拡大、高齢者人口の増加等による交通事故の発生リスクが高まる傾向 ◆食の安全･安心に関わる事案の発生による消費者等の食の安全･安心への関心の高まり ◆振り込め詐欺手口の変遷･新たな手口による振り込め詐欺の被害の発生
⑧平成21年度の主な取組み実績･成果	〈細項目①〉 ◆安全で安心な県づくり推進事業 条例説明会、「安全で安心な県づくりの活動標語」の募集表彰、「安全で安心なふくしま推進大会」の開催等により安全で安心な県づくりの普及啓発を行うとともに、条例を具現化するため、基本計画を策定した。 ◆犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業 「犯罪被害防止アドバイザー」(790人)を委嘱し、地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯対策の充実を図った。 ◆高齢歩行者交通安全教育事業 高齢歩行者の道路横断中における交通事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを用いて、参加･体験型の交通安全教育を実施した。 〈細項目②〉 ◆食の安全･安心推進事業及び食品の正しい表示推進事業 食の安全･安心アカデミー（3コース）を開講し、消費者･生産者･食品事業者に対し、食品表示制度等の理解促進に努めた。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、食品表示モニタリングを行い、食品の適正表示を推進した。さらに、GAP及びトレーサビリティシステムの導入促進の取組みとして、生産者や指導普及員に対する研修を行った。 ◆県内流通食品の検査事業 県内に流通する食品について、食品添加物、病原微生物及び残留農薬等の検査を実施し、基準超過となる不良食品の流通防止に努めた。 〈細項目③〉 ◆消費者行政体制強化事業 県自らの消費者行政体制の強化を図るとともに、消費者行政の充実強化に取り組む市町村に対し支援を行った。 ◆振り込め詐欺被害拡大防止運動 関係機関団体との連携及び各種広報媒体を通じて、「それうそかも？」運動や振り込め詐欺判定12のキーワードを活用しての各種広報啓発活動を実施した。

⑨平成22年度の主な取組み	〈細項目①〉 ◆安全で安心な県づくり推進事業 ◆犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業 ◆高齢歩行者交通安全教育事業 ◆(一部新)学校自転車安全対策推進事業 中・高生に対して自転車の鍵かけ（二重ロック）や交通ルールに関する注意喚起を促し、自主防犯意識と遵法意識の高揚を図る。 〈細項目②〉 ◆（一部新）食の安全・安心推進事業 ◆食品の正しい表示推進事業 ◆県内流通食品の検査事業 〈細項目③〉 ◆消費者行政体制強化事業 ◆振り込め詐欺被害拡大防止運動

【課題整理】

⑩施策を推進する上での課題	〈細項目①〉 ◆自助・共助の考え方が十分に浸透しておらず、地域における自主的取組みが不十分である。 ◆安全と安心の確保に向けた関係機関相互の連携協力関係の構築と情報共有が不十分である。 ◆交通事故や犯罪、虐待など 高齢者が被害者となる事故や事件が多く、今後も高齢化が進むことから、高齢者に対する対策が必要である。 〈細項目②〉 ◆食品表示については、食品衛生法、JAS法及び景品表示法等の複数法令により規制されているが、中小の食品関係事業者等にはそれぞれの表示内容が十分理解されているとは言えない状況である。 ◆生産者及び食品関係事業者の食の安全・安心確保に向けたGAPや自主的な衛生管理などの取組み状況が、依然として、消費者に十分理解されているとは言えない状況であることから、いかにして消費者への周知と理解促進を図るかが課題である。 〈細項目③〉 ◆県消費生活センター相談件数が、近年減少傾向にある一方、70歳以上の高齢者からの相談件数は増加しており、高齢者への啓発を強化しているものの、依然として高齢者被害は後を絶たない。

【今後の取組みの方向性】

⑪今後の取組みの方向性	〈細項目①〉 ◆自助・共助の取組みを普及するとともに、広報啓発、関係機関相互のネットワークの構築、連携強化を進め、安全と安心の確保を効果的に行っていく。 ◆高齢化に伴い増加する高齢者の交通事故、犯罪被害、高齢者虐待の防止に向け、より一層の対策を講じていく。 〈細項目②〉 ◆食品表示制度の簡素化に向けた、法制度の見直し等の国への働きかけを行うほか、食品関係事業者の食品表示制度の理解促進のために取組みの強化と適正表示の実施に向けた指導助言を強化していく。 ◆食品関係事業者等に対する監視指導及び食品の検査等については、毎年度の食品衛生監視指導計画の実施結果を踏まえ見直しを行い、重点的かつ効果的に実施していく。 ◆食の安全に関わる関係者（消費者・生産者・食品関係事業者）の相互理解を促進するため、関係者間の交流の場の充実に取り組んでいく。 〈細項目③〉 ◆高齢者への啓発をさらに強化するとともに、事業者指導等により消費者行政を推進する必要がある。

（様式４の付表）

指標の状況

①施策	安全・安心２－（1）身の回りの安全と安心の確保		
②細項目	①各種犯罪の防止・被害者支援、交通安全の確保、児童虐待などの防止 ②生産から消費に至る一貫した食品の安全確保、県内農林水産物の安全性向上 ③消費生活などにおける安心の確保	③コード	3211 3212 3213

④指標名	交通事故死亡者数							
⑤指標の説明	交通事故により24時間以内に死亡した者の数(人)							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				110	105	100	95	90
実績		113	101					
達成率			112%					
⑦分　析	平成１３年をピークに減少し、目標値を達成できる状況で推移しているものの、本件は東北６県の中では最も死者数が多い。また、高齢者の死者数が全死者の半数を占めている。							

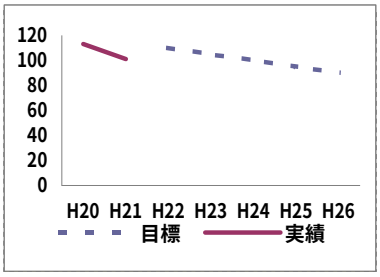

④指標名	犯罪発生件数（刑法犯認知件数）							
⑤指標の説明	刑法犯認知件数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				19,480	19,360	19,240	19,120	19,000
実績		19,582	19,527					
達成率			100.3%					
⑦分　析	平成１４年をピークに減少しているものの、ここ３年程度の減少幅は緩やかになっており、増加に転じる可能性もある。							

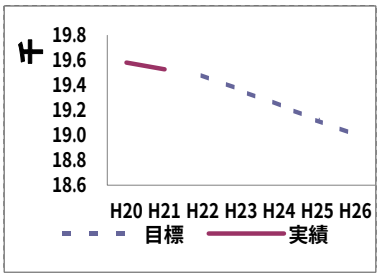

④指標名	不良食品発生件数							
⑤指標の説明	県内で生産・製造等された食品で、食品衛生法に基づく規格基準等に違反した食品の発生件数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				52	46	41	35	29
実績		61	58					
達成率			105.2%					
⑦分　析	近年の食の安全に対する消費者の関心の高まりを反映し、ここ約５年程度は消費者からの届出件数が増加傾向にあるが、平成２１年度の不良食品発生件数は、前年度より減少している。							

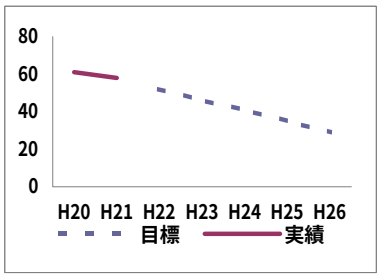

④指標名	交通事故死傷者数							
⑤指標の説明	交通事故による死亡者と負傷者の数(人)							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				13,700	13,200	12,800	12,400	12,000
実績		14,772	14,343					
達成率			103.0%					
⑦分　析	平成１３年をピークに減少し、目標値を達成できる状況で推移しているものの、本件は東北６県の中では最も死者数が多い。							

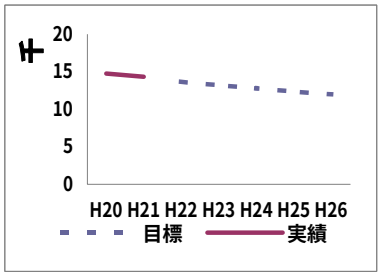

④指標名	児童虐待相談受付件数							
⑤指標の説明	児童相談所が年度内に受け付けた児童虐待の相談件数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績		237	203					
達成率			116.7%					
⑦分　析	児童虐待問題の背景には、家族の抱える様々な問題や、養育力の不足している家庭の増加などの要因があり、発生は予測困難であることから、相談受付件数をモニタリング指標とした。本県では、平成１９年度をピークに減少しているが、増加に転じる可能性もある。							

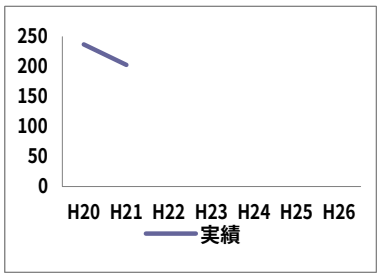

④指標名	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数							
⑤指標の説明	配偶者暴力相談センターが受け付けたドメスティック・バイオレンスの相談件数(							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績		1,709	1,675					
達成率			102.0%					
⑦分　析	ＤＶは、その発生は予測困難であることから、相談受付件数をモニタリング指標とした。本県では、平成２０年度をピークに減少しているが、増加に転じる可能性もある。							

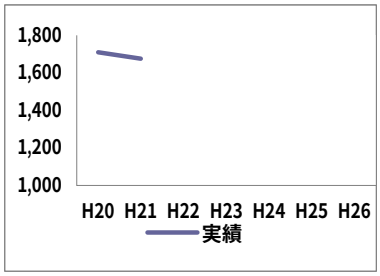

④指標名	JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率							
⑤指標の説明	JAS法に基づき調査を行った生鮮食品のうち、適正に表示されている生鮮食品数（品目数）の割合（%）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				98.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実績		93.6%	89.6%					
達成率			95.7%					
⑦分　析	平成２１年度のJAS法に基づく生鮮食品の適正表示率は、前年度を下回っている。							

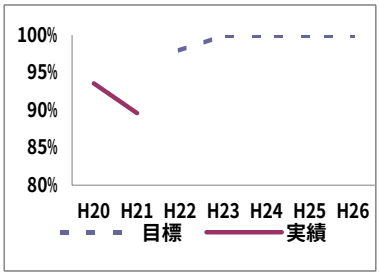

④指標名	GAPに取り組む産地数							
⑤指標の説明	GAP（農業生産工程の管理手法）を実践している産地の数(産地)							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				106	126	146	166	186
実績		66	95					
達成率			143.9%					
⑦分　析	平成２１年度のGAPに取り組む産地数は、前年度より増加している。							

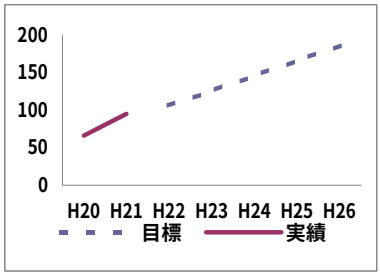

④指標名	振り込め詐欺の被害額（認知件数）							
⑤指標の説明	県内において１年間に認知した振り込め詐欺の被害額（万円）と件数（件）							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				（モニタリング指標）				
実績		1億6,810万円 131件	1億1,560万円 64件					
達成率			145.4% 204.7%					
⑦分　析	認知件数、被害金額とも減少しているが、被害金額は過去相当の期間において１～２億の金額水準で推移している。							

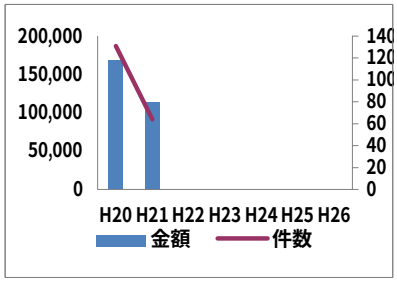

④指標名	消費生活に関する相談員がいる市町村数							
⑤指標の説明	商品やサービスなどの消費生活全般の相談に対応する相談員がいる市町村の数							
⑥指標の推移	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
目標				9市	10市	11市	12市	13市
実績		8市	8市					
達成率			100.0%					
⑦分　析	設置数は横ばいであるが、今後相談員設置が予定されている市がある。							

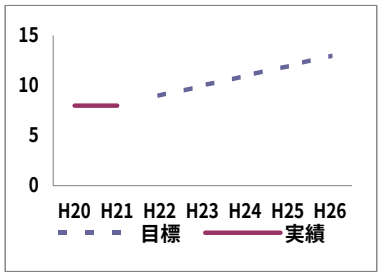

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全・安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保		
②細項目	①各種犯罪の防止・被害者支援、交通安全の確保、児童虐待などの防止	③細項目コード	3211
④主担当課	知事直轄　総合安全管理課	⑤関係部局	生活環境部、保健福祉部、警察本部

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　地域住民、ボランティア団体、自治体、警察が連携し、悪質犯罪を始めとする各種犯罪、薬物乱用、交通事故などの防止を図ります。 ⅱ　通信指令システムの高度化など、初動警察活動体制の整備を図ることにより、事件・事故発生時における迅速・的確な対応を推進します。 ⅲ　犯罪被害者に対する相談等の取組みの促進などにより、被害者支援や被害の防止を図ります。 ⅳ　関係機関の連携の下、児童・高齢者・障がい者の虐待、ドメスティック・バイオレンスなどに対する相談や支援体制を充実し、重大な人権の侵害の防止と被害者などに対する支援を進めます。

【現状分析】

⑦指標の分析	○交通事故死亡者数、交通事故死傷者数 平成13年をピークに減少し、目標値を達成できる状況で推移している(死亡者：20年113人→21年101人、死傷者20年14，772人→21年14，343人)ものの、本県は東北6県の中では最も死者数が多い状況にある。 ○犯罪発生件数（刑法犯認知件数） 平成15年以降減少している(20年19，582件→21年19，527件)ものの、減少幅は狭まり、いつ増加に転じるか予断を許さない状況にある。 ○児童虐待相談受付件数 全国的には増加傾向にあるが、本県は平成１９年度をピークに減少している(20年237件→21年203件)。しかしながら、依然として200件台で推移していることやケースの複雑・困難化が進んでおり、増加に転じる可能性もある。 ○ドメスティック・バイオレンス相談受付件数 最近では、平成20年度が最も高い件数であった(20年1,709件→21年1,675件)が、DVに起因する事件が全国的に後を絶たないことから、今後も高水準で推移していくものと考えられる。
⑧社会経済情勢等	・合理性や効率性の優先、人と人との関係の希薄化を背景に、災害や犯罪、事件、事故など安全や安心を脅かす問題が多様化、複雑化している。 ・次々と新たな手口による振り込め詐欺の被害が発生している。 ・道路交通の量的拡大、高齢者人口の増加等から交通事故の発生リスクが高まる傾向。 ・覚せい剤や大麻などの薬物乱用が依然として後を絶たたず、とりわけ次代を担うべき青少年への汚染が大きな社会問題化。 ・高齢者に対する虐待が増加傾向にある。
⑨平成21年度の主な取組み実績・成果	○安全で安心な県づくり推進事業 条例説明会、「安全で安心な県づくりの活動標語」の募集表彰、「安全で安心なふくしま推進大会」の開催等により安全で安心な県づくりの普及啓発を行うとともに、条例を具現化するため、基本計画を策定した。 ○犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業 「犯罪被害防止アドバイザー」を委嘱(790人)し、地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯対策の充実を図った。 ○高齢歩行者交通安全教育事業 高齢歩行者の道路横断中における交通事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを用いて、参加・体験型の交通安全教育を実施した。 ○虐待から子どもを守る総合対策推進事業 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、関係機関・団体の連携強化、児童相談所の専門性の強化及び体制整備を図った。 ○配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業 要保護女子の早期発見、保護更正に関し、相談・指導等の業務を行った。また配偶者暴力相談支援センター（保健福祉事務所を指定）において、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための業務を行った。

⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ 安全で安心な県づくり推進事業、(一部新)学校自転車安全対策推進事業、犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業、高齢歩行者交通安全教育事業、覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 ⅱ通信指令支援システム構築及び維持管理事業 ⅲ 被害者(人)に優しい人づくり推進事業、被害者支援運営事業 ⅳ 高齢者虐待防止ネットワーク総合対策事業、虐待から子どもを守る総合対策推進事業、配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・ 自助・共助の考え方が十分に浸透しておらず、地域における自主的な取組みが不十分である。 ・ 安全と安心の確保に向けた関係機関相互 の連携協力関係の構築と情報共有が不十分である。 ・ 交通事故や犯罪、虐待など 高齢者が被害者となる事故や事件が多く、今後も高齢化が進むことから、高齢者に対する対策が必要である。 ・ 犯罪被害者等支援について、その重要性や必要性の認識が十分に浸透しているとは言えない状況にある。 ・ 虐待やドメスティック・バイオレンスについては地域の見守り力の低下などから依然として後を絶たない。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・ 自助・共助の取組みを普及するとともに、広報啓発、関係機関相互のネットワークの構築、連携強化を進め、安全と安心の確保を効果的に行っていく。 ・ 高齢化に伴い増加する高齢者の交通事故、犯罪被害、高齢者虐待の防止に向け、より一層の対策を講じていく。 ・ 犯罪被害者等への支援について、重要性等の周知に努めるなど、さらに取組みを強化していく。 ・ 虐待やドメスティック・バイオレンスについては、未然防止や早期対応に向けた地域の見守り力の強化や関係機関の連携強化に向けた取組みを推進し、支援していく。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保				
②細項目	②生産から消費に至る一貫した食品の安全確保、県内農林水産物の安全性向上			③細項目コード	3212
④主担当課	保健福祉部　食品生活衛生課	⑤関係部局	生活環境部、農林水産部		

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　食品の表示の適正化や食品事業者に対する監視指導の推進により、食品の安全確保を図ります。 ⅱ　食品安全検査体制を強化し、安全性に問題のある食品の流通防止を図ります。 ⅲ　県産農産物のトレーサビリティを充実するとともに、農業生産工程管理手法(GAP)の普及を推進し、県産農林水産物の安全性の向上に努めます。 ⅳ　情報の提供や交流の場づくりなどにより、消費者への食品安全に関する知識の普及啓発を図るとともに、消費者と生産者･食品事業者の相互理解を促進します。

[現状分析]

⑦指標の分析	○不良食品発生件数 平成21年度の不良食品発生件数は、前年度より減少(20年61件→21年58件)している。 ○JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率 平成21年度のJAS法に基づく生鮮食品の適正表示率は、前年度を下回っている(20年93.6%→21年89.6%)。 ○GAPに取り組む産地数 平成21年度のGAPに取り組む産地数は、前年度より増加(20年66→21年95)している。
⑧社会経済情勢等	・　食の安全･安心に関わる事案の発生による消費者等の食の安全･安心への関心の高まり ・　GAPに取り組む農業者の高齢化 ・　経済情勢の悪化等により中小規模食品事業者の経営環境が厳しくなっている。 ・　グローバル化が進み、様々な国からの輸入食品が増加している。
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○　食の安全･安心推進事業及び食品の正しい表示推進事業 食の安全･安心アカデミー(3コース)を開講し、消費者･生産者･食品事業者に対し、食品表示制度等の理解促進に努めた。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、食品表示モニタリングを行い、食品の適正表示を推進した。さらに、GAP及びトレーサビリティシステムの導入促進の取組みとして、生産者や指導普及員に対する研修を行った。 ○　GAP導入支援普及活動推進事業等 14名のJGAP指導員を育成し、産地におけるGAP取組みを推進した。 ○　作物保護適正管理推進事業等 農薬適正使用推進会議や研修会等を開催し、県産農産物から残留農薬基準を超過するような事例が発生することのないよう、農薬の適正使用について、指導を行った。 ○　県内流通食品の検査事業 県内に流通する食品について、食品添加物、病原微生物及び残留農薬等の検査を実施し、基準超過となる不良食品の流通防止に努めた。 ○　食品営業施設への監視指導、衛生知識の普及啓発事業等 食品関係営業施設等に対する監視指導、食品関係営業者及び従事者等に対する衛生教育を実施し、食品の安全確保を図るとともに、不良食品の流通防止に努めた。
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ　(一部新)食の安全･安心推進事業(生産者･事業者･消費者の各コース)、食品の正しい表示推進事業、食品営業許可指導事務経費(監視指導等) ⅱ　食品中の残留農薬検査の強化、食品添加物の適正使用取締り強化、食品の病原微生物検査、食品営業許可指導事務経費(収去検査) ⅲ　GAP導入支援普及活動推進事業、(新)作物保護適正管理推進事業(農薬適正使用推進事業)、食の安全･安心推進事業(生産者コース･GAP実践支援) ⅳ　食の安全･安心推進事業(消費者コース、ふくしま食の安全･安心推進大会)、食品営業許可指導事務経費(食品安全推進懇談会)

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	・　食品表示については、食品衛生法、JAS法及び景品表示法等の複数法令により規制されているが、中小の食品関係事業者等にはそれぞれの表示内容が十分理解されているとは言えない状況である。 ・　現体制の中で、いかに効果的かつ効率的な監視指導及び食品の検査等を実施していくかが課題である。 ・　農薬の残留基準を超過する事例や農薬の不適正な使用が散見される。 ・　GAPとトレーサビリティシステムの一体的取組みを推進しているが、コストを価格に転嫁することが難しい取組みのため、導入に踏み切れない状況が見られることから、いかにして必要性を周知させていくかが課題である。 ・　生産者及び食品関係事業者の食の安全･安心確保に向けたGAPや自主的な衛生管理などの取組みが、依然として、消費者に十分理解されているとは言えない状況であることから、いかにして消費者への周知と理解促進を図るかが課題である。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	・　食品表示制度の簡素化に向けた、法制度の見直し等の国への働きかけを行うほか、食品関係事業者の食品表示制度の理解促進のために取組みを強化するとともに、適正表示の実施に向けた指導助言を強化していく。 ・　食品関係事業者等に対する監視指導及び食品の検査等については、毎年度の食品衛生監視指導計画の実施結果を踏まえ見直しを行い、重点的かつ効果的に実施していく。 ・　県産農産物の安全確保においては、生産段階における農薬の適正使用に係る取組みを推進するとともに、トレーサビリティシステム導入への支援策の充実及びGAP導入促進を図るためのGAP指導員の育成などの取組みを強化する。 ・　食の安全に関わる関係者（消費者･生産者･食品関係事業者）の相互理解を促進するため、関係者間の交流の場の充実に取り組んでいく。

(政－様式3) 細項目調書

①施策名	安全･安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保				
②細項目	③消費生活などにおける安心の確保			③細項目コード	3213
④主担当課	生活環境部　消費生活課	⑤関係部局	生活環境部　保健福祉部　警察本部		

⑥細項目の具体的な取組み	ⅰ　相談窓口の充実や、関係機関との連携の強化など、消費者相談体制の充実を図り、悪質商法などの被害や被害拡大の防止を推進します。 ⅱ　消費生活の安全を確保するため、消費者の意識の啓発や事業者への指導を強化します。 ⅲ　インターネットや携帯電話などにおける違法･有害情報の対策を推進します。 ⅳ　個人情報などの保護や情報セキュリティの確保などの充実を図ります。

【現状分析】

⑦指標の分析	○消費生活に関する相談員がいる市町村数 　消費生活に関する相談員を設置する市町村が増加する傾向にある。 ○振り込め詐欺の被害額 (認知件数) 　振込件数(20年131件→21年64件) 、被害金額 (20年168,100千円→21年115,600千円) とも減少しているが、被害金額は過去相当の期間において1～2億の金額水準で推移している。
⑧社会経済情勢等	･消費生活トラブルの複雑化･多様化 ･振り込め詐欺手口の変遷･新たな手口の発生 ･国においては消費者庁が創設され、地方消費者行政の充実強化プランが作成された(H22年2月策定)。 ･経済･雇用情勢の悪化 ･医薬品･健康食品に関する情報の氾濫
⑨平成21年度の主な取組み実績･成果	○消費者行政体制強化事業 　県自らの消費者行政執行体制の強化を図るとともに、消費者行政の充実強化に取り組む市町村に対し支援を行った。 ○多重債務者対策事業 　研修会の開催や多重債務相談ホットラインの開設など住民に最も身近な市町村の相談対応機能の充実･強化を支援するとともに、休日無料法律相談などを実施し県相談窓口の強化を図った。 ○振り込め詐欺被害拡大防止運動 　関係機関団体との連携及び各種広報媒体を通じて、「それうそかも？」運動や振り込め詐欺判定12のキーワードを活用しての各種広報啓発活動を実施した。 ○医薬品安全対策事業 　･医薬品等苦情相談事業(年49日)　相談件数:93件 　･医薬品含有(疑)健康食品検査事業　買い上げ件数:5件
⑩平成22年度の主な取組み	ⅰ消費者行政体制強化事業、多重債務者対策事業 ⅱ消費者行政体制強化事業、振り込め詐欺被害拡大防止運動 ⅲ消費者行政体制強化事業、携帯電話のインターネット機能を活用したサイバーパトロール事業

【課題整理】

⑪細項目を推進する上での課題	･県消費生活センター相談件数が、近年減少傾向にある一方、70歳以上の高齢者からの相談件数は増加しており、高齢者への啓発を強化しているものの、依然として高齢者被害は後を絶たない。 ･消費生活センターや消費生活相談員を配置している相談窓口を設置している市町村が少ない。また、専任の消費者行政担当者を配置できていない市町村もあり、市町村の消費生活相談体制が十分であるとはいえない。

【今後の取組みの方向性】

⑫今後の取組みの方向性	･高齢者への啓発をさらに強化するとともに、事業者指導等により消費者行政を推進する必要がある。 ･消費者行政活性化基金を活用しながら、さらに市町村の消費者行政の充実強化に向け技術的･財政的支援を行っていく必要がある。

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保	③細項目コード
②細項目名	①各種犯罪の防止・被害者支援、交通安全の確保、児童虐待などの防止	3211
④細項目の具体的な取組み	i　地域住民、ボランティア団体、自治体、警察が連携し、悪質犯罪を始めとする各種犯罪、薬物乱用、交通事故などの防止を図ります。 ii　通信指令システムの高度化など、初動警察活動体制の整備を図ることにより、事件・事故発生時における迅速・的確な対応を推進します。 iii　犯罪被害者に対する相談等の取組みの促進などにより、被害者支援や被害の防止を図ります。 iv　関係機関の連携の下、児童・高齢者・障がい者の虐待、ドメスティック・バイオレンスなどに対する相談や支援体制を充実し、重大な人権の侵害の防止と被害者などに対する支援を進めます。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i iii iv	5	安全で安心な県づくり推進事業	総合安全管理課	1,129	H21	H23	県民による自主的な活動を促進するため、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」に基づき、「気づき」「学び」「交流」の場を提供する体制を構築する。 ①「気付き・学びの場」として、各振興局に活動支援窓口を設置するとともに、安全安心ポータルサイトを開設し、安全安心に関する情報を一元的に発信する。また、安全で安心な県づくりに向け、より分かりやすい計画概要版を作成し、普及啓発に努める。 ②連携による地域課題の解決に向け、様々な活動主体が集う「安全・安心交流会」を開催するとともに、全県的な交流の場として「安全で安心なふくしま推進大会」を開催する。 これらの体制の下で、県は市町村や県民等と情報共有を図り、相互に支援し合うなど、安全で安心な県づくりを推進する。	○福島県「安全で安心な県づくりの推進に関する条例」パンフレット作成 (5,000部) ○条例説明会(7方部)を行い普及啓発に努め、アンケートを実施した。(267名参加) ○「安全で安心な県づくり」活動標語を募集し、入賞作品を選考した。 (応募：898作品、選考：最優秀1・優秀賞3) ○「安全で安心なふくしま推進大会」を開催。 (県農業総合センター 入場者数約1,000名) ○基本計画意見交換会(7方部)を実施。(201名参加) ○基本計画策定(3/26) ①振興局に「地域活動支援窓口」を設置し、市町村の協力のもと運営。ポータルサイトを開設し運営 (7月一部公開) 。計画概要版を作成し、イベント等において活用。 ②安全安心交流会 (7方部) 及び安全で安心なふくしま推進大会を部局連携により実施。地域における自主的活動を促進し、安全で安心な県づくりを推進する。
i	5	(新) 学校自転車安全対策推進事業	警察本部 生活安全企画課 交通企画課	2,884	H22	H24	県内の全中・高校生に対して「自転車証」を交付する。自転車証には、氏名、防犯登録番号、車体番号等を記入させるほか、鍵かけ (二重ロック) や交通ルールに関する注意喚起の文言を記載し、生徒の自主防犯意識と遵法意識の高揚を図る。 また、賛同を得た中・高校の生徒数に応じて1校当たり3人から10人の生徒を「セーフティサイクルマスター」として委嘱し、生徒、教職員、警察官、スクールサポーター等との協働による自転車防犯診断や自転車安全利用指導、チラシ等の配布により、中・高校生の自転車マナー向上の広報・啓発活動を実施する。	－ 中・高校生の自転車への鍵かけ (二重ロック) 促進による自転車盗難被害の抑止 中・高校生に対する交通ルールとマナーの向上による交通安全対策の推進
i iii	5	犯罪被害のない安全で安心なふくしまづくり推進事業	警察本部 生活安全企画課	4,333	H21	H23	本事業は、平成21年度から3か年事業として実施するもので、地域で防犯活動を推進する防犯ボランティアや町内会長、PTA等の中から「犯罪被害防止アドバイザー (以下「アドバイザー」という。) を委嘱の上、専門的な防犯意識を習得させ、地域の犯罪発生実態に応じた地域住民に対する広報活動と防犯指導を推進することにより、地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯対策の充実化を図るもの。なお、平成22年度も昨年同様、県内22警察署管内から790人をアドバイザーとして委嘱する (3か年で2,370人を委嘱予定) 。	講習会参加者：(目標) 711人　(実績) 690人 講習会参加者：(目標) 720人
i	5	子ども安全安心・キッズポリス体験学習事業	警察本部 少年課	527	H20	H22	小学生児童がグループで参加する犯罪防止・被害防止・警察関連業務などの体験学習を通して、参加した児童と地域全体の少年達への規範意識 (あいさつ、ルールを守ること、仲間を助け合うこと等) の向上を図るもの。	参加者　(目標) 100名程度　(実績) 参加児童94名、保護者等120名 非行防止、安全対策等に関するクイズ、白バイデモ走行と音楽隊演奏、万引き防止教室等を実施した。 参加者の反響として、参加児童から「自分の身を守る方法がよくわかった」「警察のことがよくわかった」「将来警察官になりたいと思った」等の感想が寄せられた。 参加者 (目標) 100名程度
i	5	子ども安全安心マップ作製体験事業	警察本部 少年課	2,158	H21	H23	子どもの安全安心マップづくりの体験を通じ、少年自らが危険な場所、犯罪が発生しやすい場所等のポイントを体感することにより、少年の自己防衛能力を向上させる。 また、子どもの安全安心マップコンクールの開催や子ども安全安心マップ作品集の発行等により、事業の意義を広く県民に広報し、地域の安全安心に関する意識の向上を図るもの。	参加グループ (目標) 100グループ、(実績) 151グループ (実績) 参加児童　1, 046人 作品集3, 000部発行 参加グループ (目標) 156グループ 作品集2, 000部発行

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i	5	高齢歩行者交通安全教育事業	警察本部 交通企画課	4,735	H16	H32	高齢歩行者の道路横断中における交通事故を防止するため、高齢歩行者教育システムを用いた参加・体験型の交通安全教育を実施する。	講習会の開催163回、7,070人受講 受講者数の増加
i	5	(新) 地域を守る防犯活動活性化事業	生活環境部 生活環境総務課	375	H22	H24	防犯活動団体が情報を共有し、相互の連携を図りながらより効果的な活動が展開できるように、県内7方部において防犯活動団体地域交流会を開催する。	ー 開催回数：目標7回
i		福島県交通安全母の会連絡協議会補助金	生活環境部 生活交通課	1,090	S48	H22	高齢者、子どもの交通安全に対する一層の意識啓発、喚起等の事故防止対策を行うため、福島県交通安全母の会連絡協議会の行う交通事故防止活動に係る経費の一部を補助する。	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		福島県交通対策協議会への補助金	生活環境部 生活交通課	1,295	S48	H22	県内における交通安全対策について、総合的な対策を推進する機関である福島県交通対策協議会の行う交通事故防止活動に係る経費について補助する。	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		高齢者交通事故防止運動推進事業	生活環境部 生活交通課	410	H21	H23	県内で交通事故死者の過半数を占めている高齢者の事故防止を重点的に進めるため、関係機関・団体と連携し事故防止を呼びかけるテレビスポットCMを放送する	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		子どもと高齢者の交通安全教育促進事業	生活環境部 生活交通課	638	H20	H22	保育所や幼稚園を訪問し、紙芝居や着ぐるみによる劇などを通じて、幼児が楽しみながら交通ルールを理解し、交通安全に対する認識を身につけさせる交通安全教育を行う	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		事故多発地点緊急対策事業	生活環境部 生活交通課	1,260	H9	H22	事故多発地点において道路環境を中心として詳細な事故分析を行い、事故削減に向けた対策を検討し、効果的で適切な施策の実施を推進する。	年間の交通事故死亡者 平成２０年の現状値　１１３人 平成２１年の交通事故死者数１０１人 年間の交通事故死亡者数　１１０人以下
i		覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	保健福祉部 薬務課	541	H０５	H２２	薬物乱用防止指導員研修会の開催 第３次覚せい剤乱用期の中、若年層に薬物の乱用が深く潜行するなど身近に差し迫った状況下にある。そのため、より地域社会に根をおろした啓発活動をさらに展開するため、すでに委嘱又は新たに委嘱した「薬物乱用防止指導員」に対して、乱用される薬物及びその弊害等についての知識や薬物乱用の現状について認識させるほか、薬物乱用防止教室での講師として実践できる技術を習得させる。	薬物乱用防止研修会の開催 県内７か所　参加指導員数　２７０名 薬物乱用防止研修会の開催 県内７か所　参加指導員数　前年度程度
iii	5	被害者（人）に優しい人づくり推進事業	警察本部 県民サービス課	2,158	H21	H23	次代を担う中学生やその父兄等を対象として、県内22署管内から中学校各１校を選定して犯罪被害者等による講演会、フォーラムを開催し、犯罪被害の実態、被害者が受けた様々な痛み、生命の尊さなどへの理解を深める。 また、被害者支援の広報ボランティア活動等被害者（人）に優しい活動への参加を促すことによって、いじめや校内・家庭内の犯罪を許さない、見逃さない、被害者も加害者も出さない「被害者（人）に優しい人づくり」に地域ぐるみで取り組むもの。	事業参加人数：（目標）8,400名　（実績）5,877名 28署管内のうち、26署で実施。 事業参加人数：（目標）5,500名 （22校×250名＝5,500名）
ii		通信指令支援システム構築及び維持管理事業	警察本部 地域安全課	33,486			県民の安全・安心の拠り所であり、県民からの緊急通報の窓口として大きな役割を担って通信司令室に ○　受理した110番から110番通報者の位置が分かる　システム ○　パトカーの位置が分かるシステム 等の通信指令支援システムを整備するなど、事件・事故に対する迅速かつ的確な対応を図るもの。	総受理件数　109,220 （有効受理件数　89,646）

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ii		初動警察刷新強化事業	警察本部 地域安全課				初動警察活動強化の最重要課題である「通信指令技能の向上」のため、 ○全警察署に対し、情報通信技能向上教養を実施し、通信指令マニュアルを活用した実戦的訓練を実施する。 ○各警察署の通信担当者である地域課長、地域係長を対象とした「方部別署通信担当者研修会」を実施する。 ○各警察署代表選手による通信指令競技会を開催する。 ○通信指令室と県本部関係所属、警察署との共同による実戦的訓練を実施する。 ○通信指令技能指導員等による指導教養を実施する。 ○県警察学校と連携し、学生に対するロールプレイングによる実戦的通信訓練を実施する。 ○第一線で勤務する警察官に対し、県警察学校において通信指令研修を実施する。 ○広域隣接警察署配備訓練を実施する。	
iii		被害者支援運営事業	警察本部 県民サービス課	2,643			犯罪被害者やその家族が、再び平穏な生活を営むことができるように、各種支援策を推進するもの。	○被害者支援要員による被害者支援実施数（平成21年中）：906件 ○「被害者の手引」の交付数（平成21年中）：545件 ○精神的被害軽減のための被害者カウンセリングの実施数：7件7人　10回 被害者支援施策の確実な推進
iv		高齢者虐待防止ネットワーク総合対策事業	保健福祉部 高齢福祉課	3,263	H20	H22	市町村における高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への対応が適切に行われるよう、関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築とその運営を支援する。　また、身体拘束（身体的虐待）廃止に向けて、相談窓口の設置、施設現地相談、各種研修等を実施する。	（平成20年度） 養介護施設従事者等による虐待件数：2件 養護者によ虐待件数：235件 （平成21年度） 養介護施設従事者等による虐待件数：適切に対応する 養護者によ虐待件数：適切に対応する
iv	5	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	保健福祉部 児童家庭課	6,768	H22	H24	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、関係機関・団体の連携強化、児童相談所の専門性の強化及び体制整備を図る。	児童虐待受付件数　203件 市町村児童虐待防止ネットワーク設置率93.2% 児童虐待として受け付けた事案に適切に対応する。 市町村児童虐待防止ネットワーク設置率100%
iv		ＤＶ被害者セーフティーネット推進事業	保健福祉部 児童家庭課	151	H20	H22	ＤＶ被害者の民間支援団体の活動を支援することにより、身近な相談窓口や被害者支援体制の充実を図るなど、ＤＶ被害者のセーフティーネットの構築を図る。	民間支援団体に対するアドバイザー派遣件数　1件 民間支援団体に対するアドバイザー派遣件数　3件
iv		女性のための相談支援センター事業	保健福祉部 児童家庭課	16,906	H17	H22	女性のための相談支援センターにおいて、ＤＶ被害者からの相談、センター入所中及び退所後の各種支援を行うことにより、ＤＶ被害者の福祉の増進を図る。	緊急避難支援　2件 外国人入所者自立支援　4件(11回) 女性相談員の配置　5人 適切に対応する。
iv		配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	保健福祉部 児童家庭課	8,127	H10	H23	売春防止法第34条以下の規定により、要保護女子の早期発見、保護更生に関し、県が相談・指導並びにこれに関連する業務を行う。また、保健福祉事務所をＤＶ防止法第３条に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための業務を行う。	女性相談員の配置(県中、県南、会津、相双の各保健福祉事務所)4人 要保護女子の移送　13件(婦女子13人、同伴児17人) 適切に対応する。

（様式２）施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心２－（１）身の回りの安全と安心の確保	③細項目コード
②細項目名	②生産から消費に至る一貫した食品の安全確保、県内農林水産物の安全性向上	3212
④細項目の具体的な取組み	i　食品の表示の適正化や食品事業者に対する監視指導の推進により、食品の安全確保を図ります。 ii　食品安全検査体制を強化し、安全性に問題のある食品の流通防止を図ります。 iii　県産農産物のトレーサビリティを充実するとともに、農業生産工程管理手法（ＧＡＰ）の普及を推進し、県産農林水産物の安全性の向上に努めます。 iv　情報の提供や交流の場づくりなどにより、消費者への食品安全に関する知識の普及啓発を図るとともに、消費者と生産者・食品事業者の相互理解を促進します。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額（千円）	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i ii iv		食品営業許可指導事務経費	保健福祉部 食品生活衛生課	26,141	H10	H24	1　食品関係営業施設等の衛生確保のため、関係施設に対する監視指導、食品関係営業者及びその従事者等に対する衛生教育の実施。 2　県内に流通する食品の安全を確保するため、収去検査の実施。 3　県内で処理される食肉の安全を確保するため、食肉検査及びと畜場等の衛生指導を実施。	1　監視指導件数：21,967件 2　衛生教育：372回、13,820名 3　収去検査件数：2,166件 4　と畜検査件数；豚：27,992頭、馬：2,016頭 5　食鳥検査件数：7,094,915羽 1　監視指導、衛生教育及び収去検査については、平成２２年度県食品衛生監視指導計画に基づき、実施予定。 2　食肉検査は全頭（羽）検査を実施。
i ii		食中毒発生時等の原因究明調査	保健福祉部 食品生活衛生課	2,379	H10	H24	食中毒等発生時における摂食調査、施設調査及び細菌学的検査・生化学的検査など迅速的確な調査を行い、発生原因の徹底究明及び事故の拡大防止とともに、原因施設に対し必要な措置を講じて事故の再発防止を図る。	平成２１年度県内（郡山市、いわき市を除く）で発生した９件の食中毒の原因究明、事故の拡大防止及び再発防止対策を実施した。 平成２２年度県内（郡山市、いわき市を除く）で発生する食中毒の原因究明、事故の拡大防止及び再発防止対策を実施する。
i iv	5	（一部新）食の安全・安心推進事業	保健福祉部 食品生活衛生課	4,812	H21	H24	①　食の安全・安心推進事業 食品事業者を対象とした食品表示制度等の講座を開設、食品事業者自らの食の安全・安心に関する取り組みを支援。 ②　未来につなげる食の安全・安心推進事業（新規） 市町村と協働し、妊産婦及び乳幼児を持つ親を対象に食の安全等に関わる知識の普及啓発を行う。	・　食の安全・安心アカデミー（事業者コース）受講者1,936名 ・　ふくしま食の安全取組宣言登録件数15件 ・　食の安全・安心アカデミー（事業者コース）受講者2,000名予定 ・　ふくしま食の安全取組宣言登録件数500件 ・　普及啓発リーフレットの作成配付34,000部
i iv		食品の正しい表示推進事業	農林水産部 農産物安全流通課	1,058	H21	H23	①食品表示ウォッチャー設置事業 一般消費者を食品表示ウォッチャーに委嘱し、食品販売店における買い物の際の食品表示モニタリングを通して、食品表示の監視体制の強化を図るとともに、食品の適正表示を推進する。 ②食品表示適正化指導啓発事業 食品製造・販売事業者及び食品流通事業者に対する指導、立入検査を通して、食品表示の適正化に向けた指導や啓発を行う。	①食品表示ウォッチャーのモニタリングによる適正表示率 ９０．４％ ②JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率 ８９．６％ ①食品表示ウォッチャーによる調査店舗数 ２，０００店舗 ②JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率 ９８％
ii		BSE検査推進事業	保健福祉部 食品生活衛生課	600	H20	H22	BSE検査を推進するため、検査を実施している郡山市に対し、検査費用を補助。	検査費用６００千円を補助し、県内で処理される牛の全頭検査を実施。 検査費用６００千円を補助し、県内で処理される牛の全頭検査を実施予定。
ii		遺伝子組換え食品の検査	保健福祉部 食品生活衛生課	211	H14	H24	遺伝子組換え食品については、国が定める遺伝子組換え食品の安全性評価指針に基づき、国が安全性審査を行っているところである。遺伝子組換え食品に対する消費者の関心は高いことから、県内に流通する遺伝子組換え農産物（大豆・トウモロコシ）のモニタリング検査を実施し、安全性未審査及び表示違反の遺伝子組換え食品の流通防止を図る。	・　検査対象食品及び検体数 大豆：２０検体 トウモロコシ：２０検体 ・　検査の結果、違反するものはなかった。 ・　検査対象食品及び検体数 大豆：１５検体 トウモロコシ：５検体
ii		畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査	保健福祉部 食品生活衛生課	843	H10	H24	畜水産食品中の抗生物質については、生産段階での不適正な使用による残留が懸念されることから、県内に流通する畜水産食品のモニタリング検査を実施し、違反食品の流通防止を図る。	・　検査対象食品 食肉（牛、豚、鶏）、乳、養殖魚（ｺｲ、ﾆｼﾞﾏｽ）、はちみつ、鶏卵 ・　検体数：７８件 ・　検査の結果、違反するものはなかった。 食肉（牛、豚、鶏）、乳、養殖魚（ｺｲ、ﾆｼﾞﾏｽ）、はちみつ、鶏卵 ・　検体数：７８件

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
ii		食品添加物の適正使用取締り強化	保健福祉部 食品生活衛生課	525	H10	H24	食品添加物による健康危害を防止するため、使用基準が定められているが、県内流通食品から使用基準違反が発生していることから、使用頻度の高い食品添加物を重点的に検査し、違反食品の流通防止を図る。	・ 検査項目 使用頻度の高い食品添加物9物質 ・ 検体数：２３０件を実施 ・ 検査の結果、1検体使用基準違反を確認し、回収を命令。 ・ 検査項目 使用頻度の高い食品添加物9物質 ・ 検体数：２３０件を実施予定
ii		食品の病原微生物検査	保健福祉部 食品生活衛生課	384	H10	H24	重篤な健康被害の原因となる病原微生物について、食品等の汚染状況を把握し、汚染された食品の流通防止、関係事業者に対する衛生管理や基準の遵守徹底を指導することなどにより、食中毒の未然防止を図る。	・ 検査項目 腸管出血性大腸菌、ﾘｽﾃﾘｱ菌、腸炎ﾋﾞﾌﾞﾘｵ ・ 検体数：７３件 ・ 検査の結果は良好であった。 ・ 検査項目 腸管出血性大腸菌、ﾘｽﾃﾘｱ菌、腸炎ﾋﾞﾌﾞﾘｵ ・ 検体数：７３件を実施予定
ii		食品中の残留農薬検査の強化	保健福祉部 食品生活衛生課	2,777	H05	H24	農産物中に残留する農薬による健康危害を防止するため、県産品はもとより、輸入食品を含め県内に流通する農産物の検査を強化し、農薬の残留実態を把握し違反品を排除するとともに、関係自治体、国及び関係機関を通じて必要な措置を講じ、食生活の安全確保を図る。	・ 検査項目 有機塩素系及び有機リン系等１１８農薬 ・ 検体数：１４０件を実施 ・ 検査の結果、違反するものはなかった。 ・ 検査項目 有機塩素系及び有機リン系等１１９農薬 ・ 検体数：１４０件を実施予定
ii	5	食の安全・安心推進事業	農産物安全流通課	7,593	H21	H23	食の安全・安心確保について、生産段階においては関係法令の理解を深める講座を開設するとともに、リスク管理手法としてGAP（農産物生産工程管理）の導入を支援し、生産から消費までの一連の安全・安心を確保できる体制を構築する。併せて、アカデミー受講者等を対象にリスクコミュニケーションを図る推進大会を開催し、食の安全・安心の取組みを展開する。 ○食の安全・安心アカデミー（生産者コース）７方部各１０名、同一者を対象に２回開講 ○GAP導入推進研修会　実施回数1回 ○トレーサビリティシステム導入促進対策事業　実施主体：農業協同組合、営農集団等　補助率１／２ ○ふくしま食の安全・安心推進大会　実施回数1回	GAPに取り組む産地数 （目標）８６産地　（実績）集計中 GAPに取り組む産地数 （目標）１０６産地以上
iii		(新)作物保護適正管理推進事業	農林水産部 農業支援総室 循環型農業課	82,308	H22	H26	1　農薬適正使用推進事業 安全な農産物の安定生産のため、農薬の適正使用指導を行う。 2　病害虫防除指針作成事業 農作物に発生する病害虫や雑草を適正に防除するため、福島県農作物病害虫防除指針を作成する。 3　効率的農薬使用推進事業 化学農薬のみに依存しない、各種防除法を組み合わせた総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）を推進する。 4　鳥獣被害対策推進事業 農作物鳥獣被害防止のための被害実態の把握、対策技術の検証等を行う。 5　鳥獣被害防止総合対策交付金事業 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村協議会が実施する鳥獣被害防止活動等を支援する。	1　農薬適正使用推進会議等の開催 ・県及び地方段階における啓発活動の実施 （県段階3回、地方段階8回） ・農業者向け研修会の開催 （延べ開催回数1，８０８回） 2　農薬管理指導士等の育成 農薬管理指導士認定・更新研修会の開催 （中通り） 農薬適正使用アドバイザー認定更新研修会の開催（中通り・浜通り） 3　鳥獣被害防止対策の実施 ・鳥獣被害防止広域指導員の育成 技術講習会の開催(中通り、延べ登録人数３９名） 1　農薬適正使用推進会議の開催及び生産段階における農薬残留分析の実施 2　平成23年版農作物病害虫防除指針の策定 3　化学農薬の効率的使用を図るためのIPM実践指標の策定 4　鳥獣による農作物被害の軽減のための技術支援、情報発信 5　国鳥獣被害防止総合対策交付金事業の実施
iii	5	ＧＡＰ導入支援普及活動推進事業	農業振興課	1,454	H22	H24	普及指導員等の研修をとおして、高度な知識を有する指導者の育成を行う。 ・高度なGAP指導員研修等10人。 ・現地研修会への参加20人。 ・先進地事例調査4人。	普及指導員を対象としたJGAP指導員基礎研修の受講をとおして14名のJGAP指導員を育成した。 昨年度同様にJGAP等の高度な知識を有する指導員の育成を行う。

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 （千円）	⑩ 始期	⑪ 終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
iii		(新)農薬適正使用対策事業	農林水産部 農業支援総室 循環型農業課	1,292	H22	H26	1　農薬危害防止等対策事業 　農薬の危害防止についての啓発・指導を行い、農薬使用者の農薬安全使用を推進する。 2　農薬残留対策事業 　農薬の残留性、動態等を確認し、農薬登録及び農薬使用基準見直しのための基礎データを得る。	1　農薬危害防止運動の実施（6月１０日～9月１０日） 2　講習会等の開催 　農薬危害防止中央講習会(中通り・会津) 　ゴルフ場農薬安全使用責任者講習会 3　生産段階における残留農薬確認調査の実施（5作物４４検体の分析実施） 1　農薬危害防止運動の実施、ゴルフ場、ヘリコプター防除における安全対策の実施 2　農薬環境挙動連絡試験の実施
iv	5	食の安全・安心推進事業（消費者コース）	生活環境部 消費生活課	649	H21	H23	一般消費者を対象に、食品衛生法、JAS法、景品表示法等に基づく食品表示制度など食の安全に向けた取り組みに関する講座を開設する。（県内6方部）	（目標）県内6方部で受講者各２０名 ２０名×6方部＝１２０名 （実績）県内6方部で受講者数１７１名 （目標）県内6方部で受講者各２０名 ２０名×6方部＝１２０名

(様式2) 施策対応事業一覧表

①施策名	安全・安心2－(1) 身の回りの安全と安心の確保	③細項目コード
②細項目名	③消費生活などにおける安心の確保	3213
④細項目の具体的な取組み	i　相談窓口の充実や、関係機関との連携の強化など、消費者相談体制の充実を図り、悪質商法などの被害や被害拡大の防止を推進します。 ii　消費生活の安全を確保するため、消費者の意識の啓発や事業者への指導を強化します。 iii　インターネットや携帯電話などにおける違法・有害情報の対策を推進します。 iv　個人情報などの保護や情報セキュリティの確保などの充実を図ります。	

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i ii iii iv	5	消費者行政体制強化事業	生活環境部 消費生活課	107,179	H21	H23	①消費者行政機能強化事業 消費者行政について全庁的な連携体制を構築するとともに、消費生活センターの機能強化を図るため、休日相談の実施、相談員の増員、消費者団体の活動支援のための改修、親子で学ぶ消費者1日教室等を行う。 ②消費者行政活性化計画策定事業 消費者からの意見等をもとに本県の消費者行政体制強化の方向性を明らかにした「消費者行政活性化計画」を策定する。 ③市町村体制強化支援事業 消費生活センター設置市町村との連携を強化するとともに、消費者行政の機能強化を希望する市町村に対する技術的、財政的支援を行う。 ④消費者行政活性化基金運用益積立 平成22年度の基金運用益を積み立てる。	①消費者行政機能強化事業 ・県消費者行政推進連絡会議の設置(3回開催)、 ・消費生活相談員2名増員 ・食品安全相談員の設置 ・相談窓口の専門家アドバイザーの設置 ・相談対応時間の拡大 (9:00～17:00→9:00～18:30) ・休日相談の実施 (1回4人まで、12回開催、利用者数:46名) ・高齢者への啓発強化(見守りサポート事業) ・消費生活センター展示ホールの改修等 ②消費者行政活性化計画策定事業 ・消費者団体意見交換会の開催(計3回) ・消費者行政活性化計画を策定し国に提出。 ③市町村体制強化支援事業 ・市町村担当者方部別研修会の開催(計3回) ・消費者行政活性化交付金の交付 (11市村、計16,879千円) ④消費者行政活性化基金運用益積立 基金運用益の積立て:543千円 ①消費生活相談員の更なる増員、子供への啓発強化、センター実験室の改修等新たな事業を盛り込み引き続き消費者行政の機能強化を図る。 ②消費者からの意見等を計画に反映させる。 ③引き続き消費者行政活性化に取り組む市町村への技術的、財政的支援を行う。
i ii iv	5	多重債務者対策事業	生活環境部 消費生活課	1,692	H20	H22	県民が安心して暮らすことのできる社会の構築に向け、最も身近な行政主体である市町村の相談対応機能の充実・強化を支援するとともに、県相談窓口の強化を図る。 (1)　県多重債務者対策協議会、庁内連絡会議 (2)　窓口相談機能強化 (研修会開催、多重債務相談ホットラインの開設、県消費生活センター等における無料法律相談の実施)	(1) 多重債務者対策協議会の開催(年2回) (2) 消費者行政体制強化事業 ・市町村職員多重債務者対応研修会の開催　(年3回) ・法律専門家(弁護士＋司法書士)による相談対応 ・県消費生活センター(月2回)　相談実績:計24回、計181件相談 ・県中・県南・会津の各地方振興局(各月1回)計199件相談 ・休日無料法律相談実績:計12回、計 42件 ・平成21年度「多重債務者相談強化キャンペーン」への対応 21年9月1日から12月31日の間、全国一斉に実施される無料相談会を、県内市町村・県弁護士会・県司法書士会・法テラス福島と協力の上、本県においても開催。 ・日時　平成21年11月10日(火)～27日(金) ・開催地　県内各市(喜多方市を除く)12市と川俣町、南会津町の計14市町で開催。 (1) 多重債務者対策協議会の開催(年2回) (2) 消費者行政体制強化事業 ・市町村職員多重債務者対応研修会の開催 ・法律専門家(弁護士＋司法書士)による相談対応 ・県消費生活センター(月2回)　:計24回 ・県中・県南・会津の各地方振興局(各月1回) ・休日無料法律相談実績:計12回 ・平成22年度「多重債務者相談強化キャンペーン」への対応 全国一斉に実施される無料相談会を、県内市町村・県弁護士会・県司法書士会・法テラス福島と協力の上、本県においても開催(予定)。 ・市町村相談窓口支援(県消費生活相談員による相談支援)

⑤具体的な取組み	⑥重点プログラム	⑦事業名	⑧担当部局 担当課　名	⑨予算額 (千円)	⑩始期	⑪終期	⑫H22度事業の概要	⑬前年度の実績・成果 ⑭H22度の目標等
i ii		振り込め詐欺被害拡大防止運動	警察本部 生活安全企画課	-	-	-	振り込め詐欺被害防止に向け、関係機関団体との連携及び各種広報媒体を通して ○ 「それうそかも?」運動 ○振り込め詐欺判定12のキーワードを活用しての各種広報啓発活動を推進する。 毎月15日をATM集中警戒日と定め、金融機関、防犯ボランティアなどと連携を図りながらの街頭活動を推進する。 被害発生時及び前兆事案発生時、振り込め詐欺被害通報票を作成し、各署、金融機関、県消費生活課、商工会連合会及びコンビニなどへ発生実態を速報することにより、続発防止に向けての周知を図る。 高齢者方への巡回連絡による広報を推進する。 金融機関の各店舗に振り込め詐欺被害防止アドバイザーを指定しての来店者への声かけを推進る。	認知件数:64件 被害額:1億1,560万円 関係機関団体との連携及び各種広報媒体を通じて、 ○「それうそかも？」運動 ○振り込め詐欺判定12のキーワードを活用しての各種広報啓発活動を実施した。 認知件数:48件 被害額:6,500万円
i ii		医薬品安全対策事業	保健福祉部 薬務課	706	S52	H22	①医薬品等苦情相談事業(年49日) 福島県消費生活センター内に苦情相談窓口を設置し、社団法人福島県薬剤師会会員を苦情相談員として委嘱して、毎週水曜日に苦情相談業務に対処する。 ②医薬品含有(疑)健康食品検査事業 医薬品の添加が疑われるいわゆる「健康食品」及び違法ドラッグを買い上げて、衛生研究所において医薬品が含有しているかどうかを分析検査し、違反品については流通防止や回収などの適切な指導を行う。	①相談件数　93件 ②買い上げ件数　5件 (うち違反件数　0件) ①相談件数　前年度を上回る ②買い上げ件数　前年度程度
ii		動物の愛護と適正管理普及事業	保険福祉部 食品生活衛生課	80	H13	H24	○動物取扱業等登録等事務事業 動物取扱業者や特定動物(危険な動物)飼養施設に対する立入調査及び責任者研修等を実施し、基準等の遵守徹底を図ることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による危害の防止及び周辺環境の保全を図る。	①動物取扱業者に対する監視指導:(目標)監視率100%　(実績)81.4% ②動物取扱責任者研修会の実施:(目標)実施回数8回以上、対象者の受講率100%(実績)実施回数9回、受講率88.4% ③特定動物飼養者に対する監視指導:(目標)監視率100%　(実績)監視率199.9% ①動物取扱業者に対する監視指導:(目標)監視率100% ②動物取扱責任者研修会の実施:(目標)実施回数8回以上、対象者の受講率100% ③特定動物飼養者に対する監視指導:(目標)監視率100%
iii		携帯電話のインターネット機能を活用したサイバーパトロール事業	警察本部 生活安全企画課 少年課	452	H22	H23	携帯電話によるインターネット上での書込みの増加や電子メールでサイバー犯罪が敢行されている現状を踏まえて、その犯罪行為を発見し、被疑者の検挙、被害の未然防止を行うため、サイバー犯罪対策用の携帯電話によるサイバーパトロール等を実施する。 これにより、携帯電話による犯罪の早期検挙と県民の犯罪被害の防止を図っているが、更に、児童ポルノ提供事件などのサイバー犯罪の取締を強化するために、新たな携帯電話会社3社の携帯電話を各県警察のサイバー担当課と少年課に計6台整備するもの。	携帯電話によるサイバーパトロールで、 ○闇サイトへの自殺を誘発する書き込み ○2ちゃんねるへの犯行予告 ○出会い系サイトでの不正誘引等の書込み ○児童ポルノ 等にかかる犯罪を検挙する。
再掲		(再掲) 福祉サービス苦情解決事業	保健福祉部 社会福祉課	4,723	H22	H26	福祉サービスの適正な利用を図るため、福祉サービス利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、事業者段階で解決困難な苦情の解決の解決等のため県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、運営経費を補助し、苦情を公正かつ円滑に解決する民間レベルでの処理体制を整備する。	・苦情受付件数　44件 ・県担当者との意見交換会　1回 ・県担当者との意見交換会　1回